

制定 2012年 4月13日

改訂 2012年10月19日

ユーカリが丘公式タウンポータルサイト  
ユーカリが丘 CommuCs (コミュックス)  
情報等掲載約款

(目的)

第1条 本約款は、山万株式会社（以下「当社」といいます）と情報掲載を希望される店舗・施設・団体様もしくは広告掲載を希望される店舗・施設・団体様（以下すべてを包含し「申込者」といいます）との間で成立する「情報・広告等掲載契約」（以下「契約」といいます）における権利義務内容を規定することを目的としています。

(定義)

第2条 本約款における「契約」は、当社が、当社の管理する以下の媒体の特定の一部に、申込者の情報もしくは広告（以下「情報・広告」といいます）を掲載することを保証するものであり、露出数、クリック数などの掲載による成果を保証するものではありません。

(情報等を掲載する媒体)

- ①ユーカリが丘公式タウンポータルサイト (<http://town.yukarigaoka.jp>)
- ②「ユーカリが丘 CommuCs」がコンテンツを配信するアプリケーション並びにWEBサイト

(申込と契約の成立)

第3条 申込者が、「ユーカリが丘公式タウンポータルサイト・ユーカリが丘 CommuCs (コミュックス) 情報・広告掲載申込書」に所定の事項を記入・添付し当社へ提出した時点で、本約款に同意した上で、当社へ広告の掲載を申込んだものとみなします。

- 2 契約の成立は、原則として、前項に基づく申込みに対し当社が承諾の意思表示をした時点で成立するものとします。
- 3 契約成立の後、申込者の都合により情報・広告の掲載を中止する場合、既にお支払いいただいている金銭の返金は致しません。
- 4 情報・広告の掲載の申込みは、掲載開始希望日の10営業日前までにご連絡ください。
- 5 契約の期間は、別紙「情報・広告の規格並びに掲載料金について」（以下「別紙1」といいます）に定める「公式タウンポータルサイト下部広告バナー」は掲載開始日から1か月単位、別紙1に定める「公式タウンポータルサイト店舗・施設情報」「公式タウンポータルサイト 店舗・施設情報とユーカリが丘 CommuCs 同時利用」は掲載開始日から6か月間もしくは12か月間とします。

(契約の更新)

第4条 本契約のうち「公式タウンポータルサイト店舗・施設情報」「公式タウンポータルサイト 店舗・施設情報とユーカリが丘 CommuCs 同時利用」の契約の更新は、前条で定める契約期間終了日の1か月前までに申込者から本契約を更新しない旨の通知が無い場合、契約期間終了日から同条件にて自動更新されるものとし、以後も同様とします。自動延長期間は6か月契約の場合は6か月間、12か月契約の場合は12か月間とします。

2 「公式タウンポータルサイト下部広告バナー」の契約の更新は、前条で定める契約期間終了日の10営業日前までに申込者から本契約を更新しない旨の通知が無い場合、契約期間終了日から同条件にて自動更新されるものとし、以後も同様とします。

(情報・広告の規格・入稿方法並びに掲載料金)

第5条 情報・広告の規格・入稿方法並びに掲載料金については、別紙1に定めるものとします。

(広告掲載基準)

第6条 申込者は、本約款に基づき当社に情報・広告の掲載を申込んだ時点で、当社に対し掲載を委託する情報・広告が以下の各号のすべてに該当することを保証したものとみなします。

- ① 日本国の法令・規則・通達等に違反しないこと。
- ② 公序良俗の範囲内であること。
- ③ 第三者の著作権・商標権等の知的財産権を侵害しないこと。もしくは知的財産権のすべてについて権利処理が完了していること。
- ④ 広告の内容が虚偽でないこと。
- ⑤ 広告の内容が、事実との誤認を生じさせるおそれがないこと。
- ⑥ その他、当社が掲載に不相当と判断する内容でないこと。

2 当社は、申込みを受けた情報・広告等が前項に定める基準のいずれかに抵触することを、情報・広告の掲載開始の前後を問わず認知した場合、該当する情報・広告の掲載を一時停止もしくは掲載を中止することができるものとします。その際の加入金並びに掲載料の取り扱いは、本約款第3条第3項を準用します。

3 以下に該当する申込者は、当社のサイト運営方針上掲載をお断りさせていただいております。

- ① 風俗営業法第2条第1項～第6項のいずれかに該当する営業許可を要する業態
- ② 宅地建物取引業法第3条に基づく免許の交付を要する業態
- ③ 実際の店舗を持たない業態（インターネット通販等）
- ④ 営業目的が「宗教的・政治的活動ならびにその勧誘であるとの蓋然性」を有する店舗
- ⑤ 取扱商品の購入に、法令上の特別な免許・許可が必要な業態
- ⑥ その他、事業者が不相当と判断する店舗・施設

(申込者の責務)

第7条 申込者は、情報・広告の内容、デザイン、リンク先のWEBページ、その他（以下：「情報等」といいます）に関する一切の責任を負うものとします。

(免責)

第8条 当社は、停電・回線の支障・天災等の不可抗力など当社の責に帰すべき事由以外の原因により契約に基づく当社義務の一部または全部の履行ができなかった場合、その責を問われないものとします。

2 情報・広告の掲載中に、情報等に関係するWEBページ等に不都合が発生していると当社が判断した場合、一時的に情報・広告の掲載を中止することができるものとし、その場合、当社は掲載の中止について責を問われないものとします。

3 当社は、申込者が情報・広告を閲覧する利用者（以下「ユーザー」といいます）並びに第三者に対して損害を与えた場合、その一切の責任を負わないものとします。

4 当社は、ユーザーが申込者を通じて得る情報などについて、その完全性・正確性・確実性・有用性など、いかなる保証も行わないものとします。

5 当社は、ユーザーが使用するいかなる機器・ソフトウェアについて、その動作保証は致しません。

(支払方法)

第9条 申込者は、当社からの請求に従い掲載料を、当社の指定する口座へ事前に振込にて支払うものとします。その際の支払手数料は、申込者にご負担いただきます。

(契約の終了)

第10条 契約期間中に、申込者の都合により契約を終了する場合、申込者は、別紙1に定める「公式タウンポータルサイト下部広告バナー」の場合は掲載終了を希望する10営業日前までに、別紙1に定める「公式タウンポータルサイト店舗・施設情報」「公式タウンポータルサイト 店舗・施設情報とユーカリが丘 CommuCs 同時利用」の場合は1か月前までに当社へ申し出てください。その際の加入金並びに掲載料の取り扱いは、第3条第3項を準用します。

(秘密保持)

第11条 当社は、本約款に基づく契約履行の目的に関して申込者から開示された営業上・技術上の情報を、本約款に基づく契約履行の目的以外には一切使用しないとともに、第三者に対し故なく開示・漏えいしないものとします。

(契約解除)

第12条 当社は、申込者が以下の各号のいずれかに該当する場合、事前の催告を経ることなく契約を解除し、情報・広告の配信を中止することができます。その際の加入金並びに掲載料の取り扱いは、本約款第3条第3項を準用します。

- ①重大な過失又は背信行為があったとき。
- ②支払の停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があったとき。
- ③手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- ④公租公課の滞納処分を受けたとき。
- ⑤本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき。
- ⑥その他、契約を継続することが困難と判断しうる事由が発生したとき。

(反社会的勢力の排除)

第13条 申込者は、申し込みの時点で自らが次の各号のいずれにも該当しないことを保証したものとみなします。万一、申込者が次の各号に該当する場合、当社は、本契約の全部又は一部を何らの催告無くして直ちに解除することができるものとします。この場合解除によって該当者に損害が発生した場合であっても、当社はその損害を賠償する責を負わないとともに、申込者に対し、自らが被った損害の賠償を請求することができるものとします。

- ①自らが暴力団、暴力団員、暴力団関係、暴力団関係団体、その他反社会的勢力（以下合わせて反社会的勢力という）である場合。
- ②反社会的勢力から、直接間接を問わず、資本・資金を導入・提供するなど、資本・資金上の関係を構築している場合。
- ③反社会的勢力に属する者及び反社会的勢力と関係のある者などが、役員・従業員・その他非正規社員に存

在する場合。

- ④自ら又は第三者を利用して、他方他者の業務を妨害した場合。又は、妨害するおそれのある行為をした場合。
- ⑤自ら又は第三者を利用して、他方他者に対して、暴力的行為、詐欺、脅迫的言動をした場合。
- ⑥自ら又は第三者を利用して、他方他者の名誉、信用などを棄損した場合。又は、毀損するおそれのある行為をした場合。

(協議)

第14条 本約款に定めのない事項並びにその解釈に疑義が生じた事項については、当事者間で誠実に協議をいたうえで、解決するものとします。

(裁判管轄)

第15条 本契約に関し訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

(約款の変更)

- 第16条 当社は、必要に応じて本約款の各条項並びに付属する諸規定を任意に変更することができるものとし、30日間の予告期間をおいて、変更した約款並びに付属する諸規定を適用するものとします。
- 2 ただし、前項に定める変更後の諸規定のうち、契約金額の変更が伴う場合は、契約更新時に、変更した諸規定を適用するものとします。
  - 3 当社は、本約款並びに付属する諸規定を変更する場合、変更後の本約款並びに付属する諸規定を当社のホームページ等で提示します。

附 則

本約款は、2012年10月19日に改訂し、2012年11月19日から施行します。

改訂履歴

2012年 4月13日 施行  
2012年 6月12日 改訂  
2012年10月19日 改訂